

<各小学校、中学校、高等学校、保育所(園)、幼稚園の管理下でケガをしたときの主な手続きの流れ>

1. 応急処置をした上で、保険証を持って医療機関へ
2. 医療機関初診時に、①保育所等の管理下でケガをしたので、災害共済給付制度を利用する旨を申し出る
②カク福は使用しない旨を申し出る



※通院等を含む治療が全て終わった後の医療費総額によって手続きが変わるため、治療が全て終わってから、次の手続きへ進んでください。

(医療費総額が 5,000 円以上となった場合)

保育所等に医療機関から受け取った診療内容の証明を提出(その後、保育所等から日本スポーツ振興センターへ災害共済給付が請求されます。)

日本スポーツ振興センターからの支給額が決定する。

後日、自己負担分(医療費総額の 2 割または 3 割)+見舞金(医療費総額の 1 割)が保育所等を通じて給付されます。

(医療費総額が 5,000 円未満となった場合もしくは、災害共済給付制度に加入していなかった場合)

災害共済給付制度は利用できないので、表面医療助成費払戻し手続を行ってください。

※福祉医療費助成制度を既に利用した医療費に対して、災害共済給付制度の請求を後から行うことはできません。